

6 看護職員の確保・定着に向けた支援について

看護職員の確保・定着に向けた支援については既に様々な支援が図られてきているが、賃金面に関する支援が不十分となっている。

令和4年2～9月には国庫補助金を財源に各都道府県から「看護職員等処遇改善事業補助金」が交付され、同年10月からは診療報酬に「看護職員処遇改善評価料」が新設されたことで、一定の役割を担う保険医療機関の看護職員に対して処遇改善が図られた。

しかし、対象が一部の保険医療機関に勤務する看護職員のみであり、看護職員全体における給与の底上げにつながったものではない。

令和7年までに団塊の世代が全て後期高齢者となり、今後ますます看護職員に対するニーズが高まることが想定される中、患者の生命・健康を最前線で支える重要な職種である看護職員に対して、責務に応じた適切な賃金の引上げを実施することが看護職員の確保・定着に不可欠であると考えらる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

診療報酬にて全ての看護職員の賃金の引上げ（ベースアップ）の誘導を図るなど、看護職員の給与面における処遇改善のために実効性のある対策を講じること。